

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所（再処理設備本体等）の使用前事業者検査の実
施方針についての面談

2. 日時：令和2年10月12日 14時30分～16時40分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、千葉管理官補佐、
佐山主任原子力専門検査官、舘内主任原子力専門検査官、岡田技術参与、
小泉技術参与

核燃料施設審査部門 古作企画調査官

日本原燃（株）再処理事業部 事業者検査課長 他9名

5. 要旨

○日本原燃（株）から、再処理施設の使用前事業者検査の実施方針について、令和
2年8月25日の面談資料を変更したことから、変更箇所を中心に資料に基づ
き以下の説明があった。

(1) 「使用前事業者検査の項目の決定方針」について

・機能・性能検査については、別紙1の1. に従い検査対象を選定して実施する
ことを考えている。また、機能・性能検査は、実検査を基本とし、施設の状況
に応じて代替検査を検討する。なお、ガラス溶融炉については、使用前事業者
検査の対象とし、ガラス溶融炉に求められる安全機能である溶融ガラス固化
体容器に溢れさせることなく流下できることの確認を考えている。

(2) 「使用前事業者検査の検査方法」について

・過去の検査から長期間経過した既設設備については、検査を実施することを前
提として、これまで実施してきている設備の保全内容、保全実績及び不適合状
態でないことを確認することにより、設備の健全性を評価する。

(3) 「今後の対応」について

・設工認申請書及び「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一
覧表（様式-8）」の作成後、速やかに個別の検査実施要領書の作成に着手でき
るよう、検査実施要領の検討を継続し、再処理施設の設工認申請時期に併せて
制定する。

実検査及び代替検査のうち現場での検査は、工事工程、設備点検工程等を踏ま
えて実施時期を設定する。

一方、記録確認検査及び代替検査のうち記録による検査は、現場状況による影
響を受けないことから個別の検査要領書の策定後、計画的に検査を実施する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・ 実工事の工程と設工認申請までの工程を示すこと。
- ・ 既設設備のうち使用前検査が未実施である検査項目については、使用前事業者検査として整理すること。
- ・ ガラス溶融炉の使用前事業者検査について、許認可記載事項との関係を明確にして検査方法を検討すること。
- ・ 様式－８：基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表の取りまとめのスケジュールを説明すること。
- ・ 別紙１の機能・性能検査の基本的考え方の検査対象を選定するフローについては、設工認に従って行われたものであることを含め検討すること。
- ・ 別紙２の２．（１）保全内容の確認に「※劣化、故障モード（経年劣化事象）の検討方法」として、「今後の再処理工場の保全活動から得られた情報等から保全の有効性を評価し」とあるが、「今後の保全活動」だけでなく、「過去の保全活動」から得られた情報も含めること。
- ・ 別紙３の１．検査と施設の健全性評価の関係については、（注１）に「施設の特徴を踏まえた劣化事象等を考慮して検査方法を検討」とあるが、施設の健全性評価のどの段階で何の検討結果を持って検査方法の検討を行うのか整理すること。また、検査方法の検討については、実検査できるものは実検査が原則のため検討すること。
- ・ 別紙３の既設施設に対する検査方法の選定の考え方において、２．に記録確認検査、実検査又は代替検査を選定する判断基準が記載されていることから、参考１：検査項目の整理例（機電設備の例）の検査実施方法例にも、その代替検査を選定した判断基準を記載すること。また、「※２実測等（実検査）不可の条件」に、現状の施設状態を維持したうえで目視、実測等による確認が実施できない具体例が記載されているが、具体的な条件について整理すること。
- ・ 別紙４の代替検査の評価については、施設の共通する代替検査を記載しているが、検査項目ごとに代表的な代替検査を記載すること。
- ・ 別紙５の記録の検証についての１．記録の検証方法に、「要求事項を満足しないと判断された項目については記録の検証を行い、検査に使用することの妥当性について確認する」とあるが、「要求事項を満足しないと判断された」ではなく、「検証が必要と判断されたもの」との考え方ではないか確認すること。
- ・ 別紙５添付１の文書および記録の判定結果チェックシートの④検査用測定機器の校正記録、トレーサビリティの確認については、判定結果が記載できるように改善すること。
- ・ 面談における当方のコメントに対しては、文書で回答すること。また、面談資料については、当方のコメントに対してどのような対応をしたのか、また検討中なのかわかるようにすること。

○日本原燃（株）から、承知した旨回答があった。

6. その他

資料：再処理施設の使用前事業者検査の実施方針について